

平成 23 年 12 月 28 日

第 7 回第 3 号被保険者被保険者不整合記録問題に関する調査会議

不整合記録保持者の国保加入状況等に関する調査結果について

山崎 泰彦

一般に、国民年金の第 1 号被保険者は市町村国保の被保険者でもあることから、市町村における年金の届出事務については、国保の適用と一体的な運用を行っているところである。

第 3 号被保険者の資格喪失者は、同時に健康保険の被扶養者の資格喪失者でもある。したがって、市町村国保の資格取得届をすれば、これに連動して半ば自動的に国民年金の第 1 号被保険者への種別変更が行われる。医療保険証の必要性については特段の予備知識を要しないものであることからして、年金に関する細かい知識や行政の積極的な広報がなくても、自然に種別変更届に結びつく筈である。職権適用に踏み切る前から、多くの人が適正な種別変更届を行っていたのは、そのためである。

そういうなかで、第 3 号被保険者の資格を喪失しながらも、第 1 号被保険者への種別変更を怠っていた者とは、どういう人なのであろうか。結局、国保にも加入しない人（病気になってから加入する、過去分の滞納保険料の納付も滞りがちになるなど）、あるいは保険証の必要性から国保には加入するが国民年金には加入しない人（窓口で加入勧奨されても年金はあてにしないなどの理由で応じない、多くの市町村が使用している複写式の国保・国年の資格取得届も国年分については持ち帰るなど）が多いのではないかと考えざるを得ない。そうであれば、意図的な届出・保険料負担の回避者だという見方もできよう。

今回、3 つの都市（横須賀市、岐阜市、神戸市）の協力を得て実施した調査において、そのことを裏づけるデータを把握することができた。年末の多忙な中での急なお願いにも関わらず、快くご協力いただいた 3 市の関係者には、心からお礼申し上げます。

調査結果は別紙のとおり。

不整合記録保持者のうち、横須賀市と神戸市では、「国保・国年ともに未加入」が約 8 割、「国保のみ加入・国年未加入」が約 2 割であった。一方、岐阜市では、「国保・国年ともに未加入」が約 6 割、「国保のみ加入・国年未加入」が約 4 割であった。

勧奨に対しては、これに素直に応じる者が少なく、横須賀市と神戸市では、勧奨による届出が 4 分の 1 程度、職権適用が約 7 割、岐阜市では、勧奨による届出が約 1 割、職権適用が約 7 割であった。

さらに、横須賀市が今回の勧奨対象者 130 人について、勧奨の回数（平成 14 年以降）を調べたところ、今回が初めてという者が約 4 割（53 人）であるのに対して、過去に勧奨が行われたことがある者が約 6 割（77 人）と多く、その内訳は 1 回 50 人、2 回 15 人、3 回 8 人、4 回 2 人、8 回 1 人、10 回 1 人であった。

なお、今回の勧奨対象者については、不整合期間が比較的短いものが多いという報告があった。その理由として、平成 17 年以降は全国的に職権適用が実施されているため、その多くが勧奨対象の抽出条件の不備によるものであることのほかに、第 3 号被保険者の届出を入力する際の年金事務所（社会保険事務所）の確認ミスがあるのではないかという報告もあった。

しかしながら、調査結果からは、総じて市民意識の乏しい者の多いことを痛感せざるを得ない。これまでの不整合記録の発生には、自己責任の要素が相当に強かったことを物語っているように思われる。

別紙

不整合記録保持者の国保加入状況等

【調査対象と留意点】

- ・「直近2年の不整合記録保持者」であって、日本年金機構が11月後半から実施した「第3号被保険者不整合記録を有する者に係る種別変更」の勧奨の対象になった者である。
- ・情報が得られない健康保険組合の被扶養者の資格喪失者を含まない。

【調査協力者】

- ・横須賀市市民部窓口サービス課
- ・岐阜市市民生活部国保・年金課
- ・神戸市保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

|                | 横須賀市        | 岐阜市         | 神戸市                    |
|----------------|-------------|-------------|------------------------|
| 勧奨送付者          | 130         | 263         | 755<br>(うち147件は12月末発送) |
| 国保・国年ともに未加入    | 100 (76.9%) | 154 (58.6%) | 616 (81.6%)            |
| 国保のみ加入・国年未加入   | 30 (23.1%)  | 109 (41.4%) | 139 (18.4%)            |
| 勧奨による届出あり      | 35 (26.9%)  | 27 (10.3%)  | 142 (23.4%) ※          |
| 不達 (住所地に不在)    | 13 (10.0%)  | —           | 81 (13.3%) ※           |
| 職権適用 (届出なし+不達) | 95 (73.1%)  | 190 (72.2%) | 415 (68.3%) ※          |
| 職権適用保留         | —           | 46 (17.5%)  | 51 (8.4%) ※            |

注)・横須賀市：市内に住所を有する日本人のみ。

- ・岐阜市：勧奨送付時に市外に転出していた者も含む。「職権適用保留者」は、共済のため処理保留の指示が出ている者、職権適用準備者、得喪が複雑で入力をしていない者である。
- ・神戸市：11月末発送608件、147件は12月末発送。勧奨送付時に市外に転出していた者の国保の加入状況は転出時のもの。※608件の内訳である。「職権適用保留」は事業所や共済へ直接連絡して訂正や扶養証明を依頼中のもの。